

令和4年3月11日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

交通事故撲滅に向けた取組みについて(通知)

令和3年度の無責事故等を除く許可業者による交通事故報告件数については、1月末時点の比較で昨年度同時期より17件下回り46件となっており、昨年度に比べ大幅に減少する見込みであるが、依然として許可業者による交通マナーに関する苦情が多数寄せられている。当課においてドライブレコーダーや現場調査によって運転状況を確認したところ、速度超過や信号無視、逆走などが確認されており、交通法規が遵守されているとは言い難い。交通法規を無視することは交通事故に直結するものであるため、徹底して正していく必要がある。

次年度についても、下記のとおり重点目標を掲げ、引き続き、交通法規の遵守・交通マナーの向上により、交通事故撲滅に取り組むこととする。

については、各許可業者において、従業員に対し安全運転教育を実施するなど、交通事故撲滅に真摯に取り組むこと。

記

【令和4年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道乗り上げ、車道の逆走（車両の逆止めを含む）を行わないこと。
- 十分な車間距離をとり、ゆとりのある運転を行うこと。
- 後部スライドゲートの閉扉を徹底すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- アルコールチェック、免許証の確認、車両の日常点検など運行前点検を実施すること。